

# 滋賀県流域治水に関する施策の実 施状況説明書

平成28年度滋賀県議会定例会  
平成28年9月定例会議報告

(報第13号)



目 次

	頁
報第13号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について.....	1



報第13号

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）第38条の規定に基づき、報告する。

平成28年9月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

報第13号 滋賀県流域治水に関する施策の実施状況について

## 第1 概要

水害から県民の生命と財産を守るためには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、河川整備など「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要であり、滋賀県流域治水の推進に関する条例（以下「条例」という。）を平成26年3月31日に施行（平成27年3月30日に完全施行）した。

国、市町および地域住民等と連携した「滋賀ならではの安全・安心な地域づくり」に向け、水を安全に「ながす」基幹的対策は、平成26年3月に策定した滋賀県河川整備5ヶ年計画（以下「5ヶ年計画」という。）に基づき河川整備を実施すること、また被害を最小限に「とどめる」対策や水害に「そなえる」対策等は、地域の特性に応じて施策を実施することにより、「滋賀の流域治水」の取組を進めた。

## 第2 施策の実施状況

### 1 基礎情報

#### (1) 想定浸水深の設定等の実施状況

##### ア 想定浸水深の設定（条例第8条第1項）

##### (7) 施策の実施状況

流域治水対策を検討するための基礎情報である想定浸水深については、条例第8条に基づき、長浜市と近江八幡市を除く17市町において平成26年9月1日に設定済である。平成27年度は残る2市に対して、調整等を進めた。

##### (4) 施策の評価

想定浸水深を流域治水の基礎情報として、水害に強い地域づくり協議会等において、国、市町および地域住民等と連携して、浸水リスクや地形など地域の特性に応じた浸水被害の回避または軽減に必要な諸施策の取組を推進することができた。

##### (9) 施策の今後の課題

条例第8条に基づく想定浸水深の設定、公表は、市町への必要な支援策（条例第27条）、県民相互の連携（条例第34条）および財政上の措置（条例第37条）などの取組の基礎となるものである。

このため、引き続き長浜市および近江八幡市との調整や地元への丁寧な説明を行い、早期に、県全域において想定浸水深の設定を行う必要がある。

イ 想定浸水深の更新（条例第8条第1項）

(7) 施策の実施状況

想定浸水深の更新に関して、土地利用の変化や河川改修の進捗等、想定浸水深への影響がある行為についてその資料を収集するとともに、国等の最新の知見を収集し、概ね5年ごとの更新に向けた準備作業を進めた。

(4) 施策の評価

データ収集方法や入出力方法の改善など、効率的な更新方法を検討することができた。

(7) 施策の今後の課題

今後も、国土交通省が公表した「水防災意識社会 再構築ビジョン」（平成27年12月）などの考え方を踏まえ、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき平成27年7月に公表された洪水浸水想定区域図作成マニュアル等の最新の知見を参考にし、想定浸水深の更新を進めていく必要がある。

2 流域治水対策

(1) 河川における氾濫防止対策（「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策）の実施状況

ア 河川改修事業（条例第9条）

(7) 施策の実施状況

5ヶ年計画に基づき、日野川、大戸川、鴨川、八日市新川、大石川等49河川で河川改修事業を実施した。

年度		H26	H27 (累計)	H28 (累計)	H29 (累計)	H30 (累計)
完了区間 延長 ※1	目標	2.5km	6.0km	9.0km	12.0km	14.0km
	実績	2.6km	6.7km			
工事着手済 延長※2		8.7km	14.2km			
堤防強化完了 区間延長※3		0.3km (0.3km) ※4	2.2km			

※1：完了区間延長とは、河道の改修が完了した区間について、河川中心線の延長により算出。

※2：工事着手済延長とは、改修完了に至らないが一定工事が施工済・施工中・工事契約済である区間について、河川中心線の延長により算出。

※3：堤防強化完了区間延長とは、堤防の質的向上を図るものとして選定したトランク河川における対策工完了の区間について、左右岸別の合計延長により算出。

※4：平成26年度の堤防強化の完了区間延長は、河川中心線の延長により算出。

(4) 施策の評価

現川の河積拡大や放水路・しょう水路の整備、堤防強化等の対策により、各河川において治水安全度を向上させることができた。

流下能力の向上を図る対策について、日野川や鴨川等で実施し、平成26年度からの累計延長6.7kmを完了した。また、堤防強化を図る対策については、高時川や安曇川等で実施し、平成26年度からの累計延長2.2kmを完了した。

(ウ) 施策の今後の課題

円滑かつ着実に河川改修事業を推進するため、引き続き市町や自治会、道路管理者、鉄道管理者等の関係者との協議調整を進めるとともに、事業用地の確保に努める必要がある。

イ 河川維持管理事業（条例第9条）

(7) 施策の実施状況

治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等の河川維持管理事業を順次実施した。

特に、大戸川、日野川、姉川、高時川については、5ヶ年計画に基づき、重点的に河川維持管理事業に取り組んだ。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
竹木伐開	69河川	79河川			
	234千㎡	213千㎡			
堆積土砂除去	79河川	78河川			
	90千㎡	89千㎡			
護岸補修等	177河川	184河川			

(イ) 施策の評価

竹木伐開や堆積土砂除去などの取組により、各河川の現況の治水機能の維持を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

既に多くの維持管理必要箇所を抱えているが、局地的な集中豪雨や台風の発生により、土砂の堆積や護岸の破損など、新たな維持管理必要箇所が発生する。

そのため、緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。

ウ ダム堰堤改良事業（条例第9条）

(7) 施策の実施状況

石田川ダムにおいて、ダム管理制御装置等の改良工事を実施するとともに、宇曾川ダムにおいて放流設備の設計に着手した。

(イ) 施策の評価



ダム管理制御装置を改良することにより、計測演算、機器制御の確実性・信頼性が確保でき、ダム機能の健全性を向上することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

平成27年度に策定した治水ダム長寿命化計画に基づき、管理6ダムについて、順次ゲート等の機械設備や管理制御装置等の電気設備などの更新・改良を実施し、ダム機能の維持・向上を図る必要がある。

エ 河川整備計画の作成（条例第9条）〔河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2〕

(7) 施策の実施状況

平成27年度末現在、県内7圏域のうち、6圏域については計画策定済みであり、1圏域が未策定である。

湖西圏域については、原案の縦覧、学識経験者の意見聴取（淡海の川づくり検討委員会）、関係市長の意見聴取を経て、国へ認可を申請し、平成28年3月18日に認可を受けた。

残る湖北圏域については、関係機関との調整を図り、住民説明会、原案の縦覧を経て、平成27年10月16日に学識経験者の意見聴取（淡海の川づくり検討委員会）を実施した。

(イ) 施策の評価

湖西圏域の河川整備計画を策定することができた。

湖北圏域の計画策定に向け、関係機関と調整を図り、河川法に基づき住民意見を反映するための準備を進めることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

湖北圏域については、国および独立行政法人水資源機構が実施している丹生ダム検証作業と並行して、河川法に基づき関係市長の意見聴取を行った上で河川整備計画策定を目指して取り組んでいく必要がある。

(2) 集水地域における雨水貯留浸透対策（雨水を「ためる」対策）の実施状況

ア 環境に配慮した森林づくりの推進（条例第10条）

(7) 施策の実施状況

人工林において、1,865 haの間伐を実施した。

(イ) 施策の評価

人工林において琵琶湖の水源かん養機能等の多面的機能が維持・増進され、雨水貯留浸透機能を持続的に発揮することができた。

目標 3,100haに対して60%を達成することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

間伐材の有効利用を図るための搬出を伴う間伐への移行により進捗が遅れているが、

集約化を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

イ 中山間地域等直接支払交付金事業（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

中山間地域等直接支払制度を活用し、10市町（143集落）・協定面積1,615haの農地において農業生産活動が実施された。

(イ) 施策の評価

条件不利地である中山間地域において集落協定などが締結され、適正な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止し、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ロ) 施策の今後の課題

中山間地域等においては、高齢化や人口減少等により、農業や集落の維持が懸念されており、雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と組織の体制強化が必要である。

ウ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策（条例第10条）

(ア) 施策の実施状況

農地、農業用排水路や農村環境等の保全のため、①農地維持支払については、19市町（847組織）：交付対象面積35,760haを対象に、②資源向上支払（共同）では、19市町（792組織）：交付対象面積34,565haを対象に地域共同活動を支援し、農地等の適切な維持保全が実施された。

(イ) 施策の評価

県内農振農用地面積の約7割において、農地・農業用施設等の保全のための地域共同活動が実施され、雨水貯留浸透機能の維持が図られた。

(ロ) 施策の今後の課題

農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化している。

雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。

エ 琵琶湖環境科学研究センターにおける雨水利用（条例第11条）

(ア) 施策の実施状況

敷地内の降雨を貯留し、雨水を施設の水洗設備・無人探査機実験用プールに使用した。また、実験用プールで使用した雨水は再度雨水槽に戻し、再利用した。

(イ) 施策の評価

雨水を貯留し利用することで、上水道の節水に努めることができた。

(ロ) 施策の今後の課題

継続した雨水貯留を行うために、雨量計等設備を維持していく必要がある。

(3) 氾濫原における建築物の建築の制限等（被害を最小限に「とどめる」対策）の実施状況

ア 浸水警戒区域の指定（条例第13条）、水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

甲賀市信楽町黄瀬地区と米原市村居田地区において、浸水リスクに対応した安全な住まい方のルールを検討するため、水害に強い地域づくり協議会内に住民ワーキンググループを立ち上げ、想定浸水深が確率規模1/200で3m以上となる区域内の既存家屋等を対象とした測量調査を実施し、床面高や地盤高の測定や浸水警戒区域（たたき案）を提示し住民と現地確認をし、安全な住まい方の検討を進めた。

また、浸水警戒区域指定を行う際に必要な「区域界」と「想定水位」の設定について、設定手法を検討し、設定の考え方、手順（案）を取りまとめることができた。

(イ) 施策の評価

浸水警戒区域の指定を踏まえた安全な住まい方の検討に向け、地域住民に対して区域指定の目的・区域指定に伴う建築規制等を説明し、現地の測量調査の協力や区域指定への理解を深める取組を進めることができた。

(ロ) 施策の今後の課題

区域指定に向け、地域住民・土地所有者に対して区域指定（素案）を提示するとともに、地域の合意形成のもと、支援策を含めた安全な住まい方の具体的な検討を取りまとめた水害に強い地域づくり計画（案）を作成し、区域指定の手続きを進めていく必要がある。

イ 浸水被害危険度調査事業（盛土構造物の設置等に対する配慮）（条例第25条）

(ア) 施策の実施状況

南部土木事務所管内の主要地方道近江八幡守山線、湖東土木事務所管内の一般県道神郷彦根線、高島土木事務所管内の一般県道小浜朽木高島線を対象として、盛土構造物設置により周辺地域において著しい浸水被害が生じないかについて調査検証を実施した。

(イ) 施策の評価

調査検証の実施により、著しい浸水被害が生じないことを確認することができた。

(ロ) 施策の今後の課題

新たな浸水被害を回避または軽減する対応策を効果的・効率的に進める必要がある。

また、調査検証の結果は、地域住民等関係者が浸水リスクをより正しく理解できるよう活用していく必要がある。

(4) 浸水に備えるための対策（水害に「そなえる」対策）の実施状況

ア 防災対策事業（雨量水位等の情報提供、ハザードマップ作成支援など）（条例第26条、第27条）〔水防法第9条～第16条〕

(ア) 施策の実施状況

雨量、水位、避難判断の情報提供については、土木防災情報システムなどを通じて適時提供した。河川重要水防区域等、水防に必要な情報は、滋賀県水防計画に記載した。

また、市町が実施するハザードマップ作成や水防訓練への支援を行った。

(イ) 施策の評価

浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、市町および県民に的確かつ迅速に伝達することができた。

(ウ) 施策の今後の課題

平成27年5月の水防法の改正に伴い、想定し得る最大規模の降雨や内水氾濫を考慮した新たな「洪水浸水想定区域図」の作成が規定されたことから、県においても洪水浸水想定区域図を作成するとともに、今後も市町と連携して対応を進めていく必要がある。

イ 地先の安全度マップ・洪水浸水想定区域図の情報発信（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災情報マップ（ウェブサイト）により地先の安全度マップ・洪水浸水想定区域図の情報を県民に提供した。

(イ) 施策の評価

閲覧障害などの不具合なく、浸水被害の回避または軽減に必要な情報を、広く県民に継続的に提供できた。

(ウ) 施策の今後の課題

常に最新のリスク情報が掲載できるようウェブサイトを維持管理する必要がある。

ウ 多様な情報伝達手段の整備（条例第26条、第27条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県防災ポータルサイトやLアラート（災害情報共有システム）による避難情報等の提供を行った。

また、防災情報システム、土木防災情報システム、気象庁の情報をもとに、しらしがメールにて河川水位、降雨状況、避難情報等の提供を行った。

(イ) 施策の評価

TV、ラジオ、インターネット、携帯電話等、多様な手段を使って河川水位、降雨状況、避難情報等の情報を、県民に提供できた。

(ウ) 施策の今後の課題

Lアラートと連携するシステムや滋賀県防災ポータルサイトを維持管理するとともに、

より多くの県民に情報を伝えるため、各伝達手段について周知・利用促進に取り組む必要がある。

エ 不動産取引における水害リスクの情報提供（条例第29条）

(7) 施策の実施状況

条例第29条に基づく宅地建物取引業者による不動産取引の際の相手方等に対する水害リスクに関する情報提供が円滑に行われるよう、平成27年12月に県内の全宅地建物取引業者に条例の規定に関して資料を送付するとともに、実施状況についてアンケート調査を行った。

(4) 施策の評価

アンケートに回答した宅地建物取引業者の73.1%が宅地建物取引時に水害リスク情報を提供していると回答しており、概ね各業者により努力義務が履行されている状況を把握することができた。

宅地建物取引業者により、取引の相手方等に対して、宅地や建物の不動産取引の際に、水害リスクに関する情報提供が行われており、安全な住まい方への一助となっている。

(7) 施策の今後の課題

宅地建物取引業者とその関係団体と引き続き連携し、運用上の課題等を整理し、すべての業者で情報提供が実施されるよう、必要な対応を行う必要がある。

オ 調査研究の推進、教育訓練等（条例第30条、第31条）

(7) 施策の実施状況

流域治水に関する施策を効果的に実施するため、大学、関係団体等と意見交換を行い調査研究を推進した。

また、浸水に関する記録を収集し、啓発・伝承するための水害履歴調査については、平成27年度は9回の聞き取り調査を実施した。そのうち4回については、立命館大学理工学部歴史都市防災研究室と連携して取り組んだ。

さらに、出前講座や水害図上訓練等については、自治会や学校、団体などに対して、年間延べ47団体、約2,400人を対象に実施した。

(4) 施策の評価

出前講座等を通して、条例や地域の水害特性が認知され、地域や学校等において「水害に強い地域づくり」に対する意識を高める契機とすることができた。

また、水害履歴調査については、大学との連携などにより先人の知恵などを地域に伝承することやこれからの避難計画に活用することができた。

(7) 施策の今後の課題

出前講座等については、引き続き、地域や団体の要請に応じて実施するとともに、特

に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し強化する必要がある。

カ 自主防災組織リーダー研修会（条例第31条）

(ア) 施策の実施状況

自主防災組織リーダー研修会については、平成27年12月21日、22日に滋賀県消防学校にて、県内の自主防災組織の会長や役員、市町自主防災組織担当職員など36人の参加を得て、DIG（図上訓練）やHUG（避難所運営訓練）、さらには消火訓練や資機材講習等を実施した。

(イ) 施策の評価

地域のリーダーにとっては普段あまり体験できない訓練等を実施し、自主防災組織の対応力向上につなげることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

地域におけるリーダーを対象に研修しているが、その内容を各地域における課題の抽出や対策の検討につなげる必要がある。

キ 滋賀県総合防災訓練（浸水に備えるための対策）（条例第32条、第34条）

(ア) 施策の実施状況

滋賀県総合防災訓練については、平成27年9月6日に湖北地域（主会場：米原駅東口県有地および私有地）にて、160機関・約18,500人の参加を得て、災害対策本部運営訓練、自主防災組織共助活動訓練、給配食訓練、物資輸送訓練、ボランティアセンター開設・運営訓練、上下水道応急対策訓練、道路啓開訓練、座屈倒壊建物救出救助訓練、多重事故対応訓練、救急医療救護訓練、水防訓練、木造家屋火災防御訓練、DMAT（災害派遣医療チーム）運営訓練等を実施した。

(イ) 施策の評価

県、市町および消防をはじめとする各防災機関の連携や迅速かつ的確な対応体制の確立と県民の防災意識の高揚を図ることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

複合型災害への対応や各地域の実情に即した訓練の実施が必要である。

ク 水害に強い地域づくり協議会（条例第33条）

(ア) 施策の実施状況

全圏域（琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域、湖東圏域、高島地域）において、浸水被害の回避または軽減に関して必要な対策に関する事項等について協議し、圏域協議会3回、防災情報ワーキンググループ32回、住民ワーキンググループ42回を開催した。

特に浸水リスクの高い地区のうち、平成26年度より取組を進めているモデル地区（甲賀市信楽町黄瀬地区および米原市村居田地区）では、地域の特性や想定浸水深を踏まえた防災マップや避難カード作成など避難計画の検討、既存住居の床面高等の測量、浸水警戒区域（たたき案）を提示し、現地確認を実施するなど、避難体制や安全な住まい方について地域住民と連携して検討した。

また、モデル地区以外に8地区において、出前講座や水害履歴調査、水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手した。

(イ) 施策の評価

水害に強い地域づくり協議会の取組の中で、浸水に備えるための対策について、地域の現状把握や課題の抽出など、市町や地域住民と今後の解決すべき事項を共有するとともに自助と共助が発揮できる避難体制づくりを進めることができた。

また、安全な住まい方の必要性についても、理解を深めることができた。

(ロ) 施策の今後の課題

特に、浸水リスクの高い地域において計画的に実施していくため、市町と連携を強化し取組を進めていく必要がある。

ケ 防災キャンプ推進事業（浸水に備えるための対策）（条例第34条）

(ア) 施策の実施状況

平成27年度は文部科学省の「体験活動推進プロジェクト」（国委託事業）として、大津市、日野町で児童を対象とした災害時の対応の理解促進、学校等を避難所とした生活体験の実施等の防災プログラムを地域住民や保護者の参加を得て実施した。

(イ) 施策の評価

地域住民相互の助け合い・思いやり意識の醸成、地域防災意識の向上、災害派遣活動の理解、事業計画の構築に取り組む中で、住民同士の「顔の見える関係」づくりを進めることができた。

(ロ) 施策の今後の課題

各地域でも防災教育の視点に立った青少年の体験活動を通じて、想定される災害や被災時の対応等の理解、学校等を避難所とした生活体験などの防災教育プログラムの推進により地域防災力を向上する必要がある。

コ 淡海の川づくりフォーラムの開催（条例第34条）

(ア) 施策の実施状況

平成28年2月13日に、12団体の参加を得て第9回淡海の川づくりフォーラムを開催した。

(イ) 施策の評価

県民、流域治水に資する活動を行う団体に対して、相互に連携し、交流する機会を提供し、支援することができた。

「川や水辺と共生する暮らし」「川や水辺と私たちのいい関係」について考えることができた。

(ウ) 施策の今後の課題

継続的に開催するとともに、より広く多彩な団体の参加を求めていく必要がある。

3 滋賀県流域治水推進審議会

(1) 滋賀県流域治水推進審議会の実施状況

ア 第1回滋賀県流域治水推進審議会の開催（条例第35条）

(イ) 施策の実施状況

平成27年10月19日に第1回滋賀県流域治水推進審議会を開催し、浸水警戒区域の指定に向けた取組および流域治水の推進に関する今後の技術的課題と対応策について審議した。

(ロ) 施策の評価

浸水警戒区域の指定や流域治水の推進に関して、客観的な立場から公正・公平な判断をしてもらう審議会が発足できた。

(ハ) 施策の今後の課題

今後、浸水警戒区域を指定するにあたっては、現地の状況も確認し、客観的な立場から区域指定の必要性や妥当性を審議する必要がある。